## 「修学支援新制度」学業に係る適格認定に於ける 『やむを得ない事情』の申告書

文京学院大学 学長 殿

学籍番号	
氏 名 (自著)	

## 《奨学生(学生)記入欄》

※8割以上、必ず記入すること。

	この 年間で成績不振に陥った事由や、学業に支障が出た事由を詳細に記入して下さい。					
質問	特に、この1年間で自身、又は家族が災害・傷病、その他やむを得ない事由により、 学修環境に影響を受けた場合は、そのことを詳細に記入してください。 (※新型コロナウイルス感染症による影響も含まれます。)					
	※具体的な「やむを得ない事由と認められる場合」については、別紙を参照してください。					
	<b></b>					
	l					
	l					
答						

※事由に該当するか否かの判定には奨学生の申告に加えて証明書類の提出、又は保護者や第三者による 申告も必要になります。裏面に申告欄がございますので、必ず裏面もご記入のうえご提出ください

【提出期限】 令和8年 | 月9日(金) ※学生支援グループ必着 〈厳守〉

※本書は『やむを得ない事情』があったとして再審査するか判断するためのものであり、 判定の変更を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

記入日: 令和 年 月 日

## 『やむを得ない事情』の申告事由に関する証明 《保護者、又は第三者記入欄》

1.表面にて奨学生が申告した『やむを得ない事情』に関する第三者の証明書類はありますか。

(例: 病院の診断書、入院証明書、罹災証明書、など)								
	証明書類の提出 :	可能	•	不可				
※提出:「可能」を選択された方は、書類名をご記入のうえ本書へ添付してください。 (添付資料名:								
※第三者の証明書類が提出できる方は、以下の保護者又は第三者による申告欄に記入は不要です。								
2.証明書類の提出:「不可」を選択された方は、表面にて奨学生が申告した『やむを得ない事情』に関して、保護者又は第三者(医師等)による証明を記入してください。								
	【記入者氏名】 (自著)							
	【奨学生との関係】	保護者	・第三者	[	]			
質問	奨学生が申告した『やむを ださい。(第三者による証 ※本申告内容を証明書類に を実施します。	E明書発行が不可	の場合のみ)					
回								
答								

【提出期限】 令和8年1月9日(木) ※学生支援グループ必着 〈厳守〉

※本書は『やむを得ない事情』があったとして再審査するか判断するためのものであり、

判定の変更を保証するものではありませんので、予めご了承ください。